

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

訓 令	○福島県政策監会議規程の一部を改正する訓令	四〇二
告 示	○県議会の議員その他の非常勤の職員等の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程	四〇一
	○県議会の議員その他の非常勤の職員等の公務災害に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程	四〇二
	○生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件	四〇三
	○生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件	四〇三
	○生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件	四〇三
	○生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件	四〇三
	○農業改良資金助成法第三条第一項の貸付けに係る資金の支出の事務及び貸付金の元利償還金の収納の事務並びに貸付金に係る債権の保全及び取立てに関する事務を委託した件を廃止する件	四〇三
	○公金の収納の事務を委託した件	四〇四
	○地籍調査の成果について認証した件	四〇四
	○県営土地改良事業計画を変更した件	四〇四
	○土地改良法により換地処分をした件	四〇五
	○都市計画事業の事業計画の変更を認可した件	四〇五
公 告	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	四〇五
	○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件二件	四〇五
	福島県警察本部	
	○一般競争入札を行う件	四〇六
	福島県選挙管理委員会	
	○個人演説会等を開催することができるとして指定した旨報告があった件	四〇七
	○個人演説会等を開催することができるとして指定を取り消した旨報告があった件	四〇七

訓 令

福島県訓令第十九号

福島県政策監会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十二年六月二十二日

本 庁 機 関
出 先 機 関
福島県知事 佐藤 雄 平

福島県政策監会議規程の一部を改正する訓令

福島県政策監会議規程(平成十五年福島県訓令第十六号)の一部を次のように改正する。

第二条中「企画調整部政策監及び総務部政策監」を「知事公室長、総務部政策監及び企画調整部政策監」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(広 報 課)

告 示

福島県告示第四百二十七号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程

本則の表二十歳未満の項中「四、二三七円」を「四、五七五円」に、「二三、三七九円」を「一三、二五五円」に改め、同表二十歳以上二十五歳未満の項中「五、〇一九円」を「五、一一五円」に、「二三、三七九円」を「二三、二五五円」に改め、同表二十五歳以上三十歳未満の項中「五、八五一円」を「五、七七七円」に、「二三、五九九円」を「一三、八三七円」に改め、同表三十三歳以上三十五歳未満の項中「六、五〇四円」を「六、三四九円」に、「二六、五四九円」を「二六、七二二円」に改め、同表三十五歳以上四十歳未満の項中「六、九二〇円」を「六、八四四円」に、「一九、七〇三元」を「一九、四五四円」に改め、同表四十歳以上四十五歳未満の項中「七、二一七円」を

「七、〇八八円」に、「二三、一四一円」を「二二、三六二円」に改め、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「七、〇九二円」を「七、〇一六円」に、「二四、五八一円」を「二三、九一六円」に改め、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「六、六〇〇円」を「六、六一二円」に、「二四、八三六円」を「二四、九〇〇円」に改め、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「五、九六七円」を「五、九〇六円」に、「二三、四一一円」を「二三、四九九円」に改め、同表六十歳以上六十五歳未満の項中「四、六五〇円」を「四、六三四円」に、「二〇、七五六円」を「二〇、三六四円」に改め、同表六十五歳以上七十歳未満の項中「四、〇六〇円」を「四、〇三〇円」に、「一五、二三〇円」を「一四、四一九円」に改め、同表七十歳以上の項中「四、〇六〇円」を「四、〇三〇円」に、「一三、三七九円」を「一三、二五五円」に改める。

附則

1 この規程は、公布の日から施行する。
 2 この規程（本則の表二十五歳以上三十歳未満の項中「一三、五九九円」を「一三、八三七円」に改める部分、同表三十歳以上三十五歳未満の項中「一六、五四九円」を「一六、七二二円」に改める部分、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「二四、八三六円」を「二四、九〇〇円」に改める部分及び同表五十五歳以上六十歳未満の項中「二三、四一一円」を「二三、四九九円」に改める部分に限る。）による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の規定は、平成二十二年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

（職員業務課福利厚生室）

福島県告示第四百二十八号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。
 平成二十二年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平
 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程

（平成八年福島県告示第五百二十五号）の一部を次のように改正する。
 本則の表常時介護を要する状態の項中「十万四千九百六十円」を「一〇四、七三〇円」に、「五万六千九百三十円」を「五六、七九〇円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「五万二千四百八十円」を「五二、三七〇円」に、「二万八千四百七十円」を「二八、四〇〇円」に改める。

附則

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の規定は、平成二十二年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。
 （職員業務課福利厚生室）

福島県告示第四百二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
 平成二十二年六月二十二日

名 称	所 在 地	福島県知事 佐藤 雄 平	指定年月日
ARCクリニックよしだ整形外科	福島市早稲町四一六ラヴィバレ一番丁一階	平成二十二年三月一日	
みなみあいづ眼科	南会津郡南会津町田島字大坪一六一	同 年四月一日	
渡辺正行整形外科クリニック	福島市北五老内町六一六	同	
せんざき医院	田村郡三春町字大町三二一	同	
医療法人とみおか整形外科クリニック	双葉郡富岡町大字小浜字中央三八三	同	
ひろやまメンタルクリニック	福島市三河南町一一一五	同	
まゆみ歯科クリニック	本宮市本宮字万世二〇九一一	同	
富沢歯科医院	双葉郡大熊町大字下野上字金谷平五四二一	同	
きみ歯科・口腔外科クリニック	会津若松市門田町大字黒岩字石高一二二二一	同	
リンドウ薬局	福島市陣場町九一一三	平成二十二年二月七日	
クローバー薬局松川店	福島市松川町字土腐六一二	同	
なの花薬局双葉店	双葉郡双葉町大字新山字久保前六一一	同	
アイン薬局飯館店	相馬郡飯館村伊丹沢字山田三八〇	同	
さくら調剤薬局	須賀川市影沼町二二六一四	同	
さくら薬局会津若松店	会津若松市湯川町一一六一	同	

さくら薬局湯川町店 会津若松市湯川町一―五八
 さくら薬局二本松本町店 二本松市本町一―五五
 さくら薬局二本松南店 二本松市成田町一―八一―三五―三
 さくら薬局相馬店 相馬市新沼字坪ヶ迫一―三五―八
 こくぶ調剤薬局中町店 会津若松市中町二―八五
 エール薬局北五老内店 福島市北五老内町六―一四
 すいせん訪問看護ステーション 白河市東深仁井田字道山六―一〇
 ヨン 同 年五
 月一日

(社会福祉課)

福島県告示第四百三十号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。
 平成二十二年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

名	称	所 在 地
変更前	変更後	
荒井診療所	あらいクリニック	福島市荒井字弁天前一七一
医療法人相双眼科医院	医療法人光麗会	相馬市中村字川沼二三五
十字在宅医療クリニック	ライフ・ナビクリニック	福島市松浪町七―二六

(社会福祉課)

福島県告示第四百三十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
 平成二十二年六月二十二日

名 称 所在地 福島県知事 佐藤 雄 平
 廃止年月日
 ARCクリニックよしだ整 福島市荒町二―一―二メデイカルプラザ昭 平成二十二年三月
 形外科 和ビル二階 一〇日
 とみおか整形外科クリニック 双葉郡富岡町大字小浜字中央三八三 同 月
 三日
 せんざき医院 田村郡三春町字大町三三二 同
 みなみあいづ眼科 南会津郡南会津町田島字大坪一六一 同
 まゆみ歯科クリニック 本宮市本宮万世二〇九―一 同
 リンドウ薬局 福島市陣場町九―二三 同
 同日
 年二月
 さくら調剤薬局 須賀川市影沼町二二六―四 同
 同日
 年三月
 三一日
 さくら薬局湯川町店 会津若松市湯川町一―五八 同
 さくら薬局会津若松店 会津若松市湯川町一―六二 同
 さくら薬局二本松本町店 二本松市本町一―五五 同
 さくら薬局二本松南店 二本松市成田町一―八一―三五―三 同
 さくら薬局相馬店 相馬市新沼字坪ヶ迫一―三五―八 同
 さくら薬局相馬店 相馬市新沼字坪ヶ迫一―三五―八 同
 同日
 年二月
 二一日
 (社会福祉課)

福島県告示第四百三十二号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条で準用する同法第四十九条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。
 平成二十二年六月二十二日

氏名 住所 施術所名 福島県知事 佐藤 雄 平
 指定年月日
 小櫻真喜子 東白川郡棚倉町字 ふれあい心の 白河市新白河二―一 平成二十二年一
 月一日
 町裏三〇―八 サービス新白 〇―一
 河店
 高木恒徳 西白河郡西郷村大 ふれあい心の 白河市新白河二―一 同
 字真船字蒲日向一 サービス新白 〇―一
 二二二 河店
 (社会福祉課)

福島県告示第四百三十三号

農業改良資金助成法第三条第一項の貸付けに係る資金の支出の事務及び貸付金の元利償還金の収納の事務並びに貸付金に係る債権の保全及び取立てに関する事務を委託した件（昭和四十年福島県告示第五百六十九号）は、廃止する。
平成二十二年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平
（農業経済課金融共済室）

福島県告示第四百三十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、公金の収納の事務を次のとおり委託した。
平成二十二年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 委託した事務の範囲及び内容
農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第二百二号）第三条第一項の貸付けに係る資金の元利償還金の収納の事務
二 受託者の名称及び所在地

名 称	所 在 地
新ふくしま農業協同組合	福島市北矢野目字原田東一番地一
伊達みらい農業協同組合	伊達市保原町字七丁目三三番地三
みちのく安達農業協同組合	二本松市成田町一丁目八二一番地一
郡山市農業協同組合	郡山市朝日二丁目一四番七号
すかがわ岩瀬農業協同組合	須賀川市仁井田字大谷地三七九番地四
あぶくま石川農業協同組合	石川郡石川町字当町一〇九番地八
たむら農業協同組合	田村市船引町船引字南町通一六〇番地
白河農業協同組合	白河市弥次郎窪一九番地一
東西しらかわ農業協同組合	白河市表郷金山字長者久保二番地
あいづ農業協同組合	会津若松市扇町三五番地一

会津いいで農業協同組合	喜多方市豊川町米室字三本杉四九八四番地一
会津みどり農業協同組合	河沼郡会津坂下町字東南町裏甲三九八五番地一
会津みなみ農業協同組合	南会津郡南会津町田島字行司七六番地
そうま農業協同組合	南相馬市鹿島区横手字川原一八五番地一
ふたば農業協同組合	双葉郡大熊町大字下野上字大野三九八番地
いわき市農業協同組合	いわき市自由が丘三九番地二

三 収納の事務を委託する期間

平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで
（農業経済課金融共済室）

福島県告示第四百三十五号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、耶麻郡猪苗代町の地域内における地籍調査の成果について、次のとおり認証した。
平成二十二年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 調査を行った者の名称
猪苗代町

- 二 成果の名称
耶麻郡猪苗代町字酸漿沢の一部の地域に係る地籍図及び地籍簿
（農村計画課）

福島県告示第四百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、大久保地区に係る県営のため池等整備事業を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。
平成二十二年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し

- 二 縦覧の期間
平成二十二年六月二十三日から
同 年七月十二日まで
（二十日間）

三 縦覧の場所

耶麻郡北塩原村役場

(農村計画課)

福島県告示第四百三十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第九項の規定により、平成二十二年六月十四日熊倉地区の県営区画整理事業に係る換地処分をした。

平成二十二年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

(農地管理課)

福島県告示第四百三十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画法に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十二年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 施行者の名称 榎葉町
二 都市計画事業の種類及び名称 広野榎葉都市計画下水道事業(榎葉町特定環境保全

公共下水道)

三 事業認可の年月日 平成十一年九月十四日

四 事業施行期間 変更なし

五 事業地 収用の部分 平成二十一年福島県告示第二百八号の事業地に双葉郡榎葉町大字大谷字磐前及び字天神、大字下小塙字風呂内並びに大字山田岡字名古谷の各一部の区域を加える。

同事業地のうち双葉郡榎葉町大字前原字大川端を削る。

同事業地のうち双葉郡榎葉町大字井出字上ノ原、字五里内、字浄光東、字代、字八石、字前沢及び字向ノ内、大字大谷字上ノ原、字鐘突堂、字堂ノ内、字仲平及び字山沢、大字上小塙字鍛冶屋、字根ツ子原、字懐内及び字宮前、大字北田字上ノ原、字合張、字権現下、字寺脇及び字堂後、大字下小塙字上ノ原及び字佐野、大字前原字作助、字寺前、字葉ノ木原及び字浜川田、大字山田岡字美し森、字大堤入、字シュウ神山及び字南広畑並びに大字山田浜字仲入、字林下及び字仏房の各一部の区域を変更する。

使用の部分 変更なし。

(下水道課)

公 告

公告第二百五十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日 平成二十二年六月九日

二 名称 特定非営利活動法人バース

三 代表者の氏名 民井 正男

四 主たる事務所の所在地 福島県郡山市静町三十二番五号

五 定款に記載された目的 この法人は、心や身体にハンディキャップをもつ人に対して自立の促進と就労支援を行い、社会参加や家族の負担軽減を図るとともに、安心して快適な生活が出来るような地域ぐるみの福祉に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第二百五十二号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 申請のあった年月日 平成二十二年六月九日

二 名称 NPO法人白河ゴルフ倶楽部

三 代表者の氏名 添田 勝治

四 主たる事務所の所在地 福島県白河市大信隈戸字牛房沢一番地十四

五 定款に記載された目的 この法人は、大信地区西部の雄大な自然の中に位置し、その存続が地域の発展や経済効果の面から地域住民の大きな願いとなっている白河市所有ゴルフ場を、市と協働しながら運営管理していくことを通し、ゴルフスポーツの普及向上、地域雇用の安定化及び地産地消の推進を図るとともに、自然環境の恩恵を生徒学習に活かすため自然環境保全活動を推進し、地域の活性化と住民及び利用者の健康増進に寄与することを目的とする。

(下水道課)

(文化振興課)

公告第二百五十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十二年六月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年六月十日
- 二 名称
NPO法人ウッドピアはなわ
- 三 代表者の氏名
鴨志田 一穂
- 四 主たる事務所の所在地
福島県東白川郡塙町大字塙字材木町十二番地
- 五 定款に記載された目的
法人は、障害者及び高齢者に対して地域生活を可能とする福祉サービス事業を行うこととし、他の非営利団体の支援と連携を願って多くの住民の幸福に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

福島県警察本部

福島県警察本部公告第48号

WTOに基づき政府調達に関する協定の適用を受ける交通規制情報管理システム機器の貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成22年6月22日

福島県警察本部長 松 本 光 弘

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入物品の名称及び数量 交通規制情報管理システム機器 一式（搬入、据付け、組立て、調整、機器保守等を含む。）
 - (2) 借入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 借入期間 平成23年2月1日から平成28年1月31日まで
 - (4) 納入場所 仕様書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) この公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。

(3) 仕様書に定める仕様に合致した物品又はこれと類似する物品について、生産し、販売し、又は貸与した相当期間の実績を有する者であること。

(4) 当該物品を借入期間中確実に貸与できる者であること。

(5) 当該物品に係る保守、修理、部品供給等を借入期間中円滑に行い得る者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(3)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成22年7月20日（火）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部警務部会計課入札係

電話024-522-2151

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。

(2) 入札及び開札の日時及び場所 平成22年8月3日（火）午後1時30分 福島県庁西庁舎3階 301会議室（福島県福島市杉妻町2番16号）

(3) その他 郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成22年8月2日（月）午後5時までに必着のこと。

5 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
 (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100

- 分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

8 Summary

- (1) Nature and quantity of the products for lease : Traffic regulation information management system machinery 1 set
- (2) Time - limit of tender (by hand) : 1 : 30p.m., 3 August 2010
- (3) Time - limit of tender (by mail) : 5 : 00p.m., 2 August 2010
- (4) Contact point for the notice : Accounting Division, Police Administration Department, Fukushima Prefectural Police Headquarters, 2-16 Sugitsumacho, Fukushima - shi, Fukushima 960-8686 Japan TEL024-522-2151
(会 計 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第二十四号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、下郷町選挙管理委員会から報告があった。

平成二十二年六月二十二日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊 地 俊 彦

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名 称	指定施設の管 理 者	聴衆席の面積	聴衆席収容見込人員数
平成二十二年六月二日	南会津郡下郷町大字塩生字大石一〇〇〇番地	下郷ふれあいセンター	下郷町教育長	四七〇平方メートル	五〇三人

福島県選挙管理委員会告示第二十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第二号の規定による次の

施設の指定を取り消した旨、塙町選挙管理委員会から報告があった。
平成二十二年六月二十二日

福島県選挙管理委員会
委員長 菊 地 俊 彦

取消年月日	施設 の 所 在 地	施設の名 称	施設の管理者
平成二十二年六月二日	東白川郡塙町大字塙字大町三丁目一九番地	塙農村勤労福祉館	塙町長